

子育て関連 イベント



Pick up!

おでかけ児童館 in やすらぎ (鹿折児童館に要申込)
28日(火) 10:30 ~ みんなで絵本を楽しもう♪ (乳幼児親子対象)

場所・問い合わせ先	日時(6月)	内容(対象など)
気仙沼子育て支援センター (☎ 23-4648)	17日(金) 10:00 ~	お誕生会&ブラッシング教室(1歳以上と保護者・定員15組、6/7~6/16までに要申込)★
	29日(水) 10:30 ~	「あじさいふうせん」をつくろう♡(0歳と保護者・定員15組、6/7~6/28までに要申込)★
本吉子育て支援センター (☎ 42-2031)	24日(金) 10:00 ~	6月生まれのお誕生会(乳幼児親子)
気仙沼児童センター (☎ 23-4648)	19日(日) 9:30 ~	あつまれ!ポッチャ大会!(小学生・定員12人、6/3~6/15までに要申込)★
赤岩児童館(☎ 22-6879)	10日(金) 10:30 ~	ワクワク♪ピクニックをしよう!(乳幼児親子)
	25日(土) 10:30 ~	オリジナルサマクロックを作ろう☆(小学生)
鹿折児童館(☎ 22-6877)	16日(木) 10:30 ~	誕生会&七夕飾り作り(乳幼児親子)
	18日(土) 10:00 ~	スライムを作ろう!(小学生)
大島児童館(☎ 28-2655)	4日(土) 10:00 ~	サツマイモの苗を植えよう!(小学生)
	8日(水) 10:30 ~	かえるの風船で遊ぼう!&お誕生会(乳幼児親子)
鮎立児童館(☎ 32-3189)	16日(木) 10:30 ~	誕生会&手作りおもちゃで遊ぼう(乳幼児親子)
	18日(土) 10:30 ~	きみもチャレンジャー第1弾(小学生・定員15人、要申込)

★は市内在住者に限ります

気仙沼児童センターからお知らせ

みやぎ心のケアセンタースタッフによる「ココロほっと相談」

子育てに関するお悩みや自身の体調に関することなどお気軽にお話ししてみませんか?

■日時/6月10日(金) 午前10時から午後4時まで 問 気仙沼児童センター ☎ 23-4648



教室・相談と 乳幼児健康診査



問 すこやか ☎ 21-1212

教室・相談名	受付日時(6月)		場所	対象	内容(持ち物)
離乳食教室 (要予約・定員10組)	14日(火)	10:15 ~ 10:30	すこやか	生後5~6カ月の お子さんと家族	ミニ講話など(母子健康手帳、筆記用具、問診票、その他お子さんに必要なもの)
かみかみ教室 (要予約・定員10組)	15日(水)	10:15 ~ 10:30	すこやか	生後8~12カ月の お子さんと家族	
子育て相談 (21日は要予約、24日は予約不要)	21日(火)	午前	すこやか	就学前の お子さんと保護者	身体計測、お子さんの発育・発達、食事、歯磨き、トイレトレーニングなどの子育てに関する相談(母子健康手帳)
	24日(金)	9:30 ~	鮎立児童館		
パパママCooking教室 (要予約・定員8組)	7月6日(水)	10:15 ~ 10:30	すこやか	妊婦と家族	内容:調理実習、講話など 講師:気仙沼リアス調理製菓専門学校松田先生(母子健康手帳、エプロン、三角巾、筆記用具)

※乳幼児健康診査については、対象時期に合わせて個別通知をしています。また、市公式サイトにも掲載していますのでご確認ください。

※状況により、内容の一部変更または中止になることがありますのでご了承ください。

「子育てほっとサロン」参加者募集!!

- 日時／6月18日(土) 午前10時から正午まで
- 場所／本吉公民館 婦人研修室
- 対象／子育て中の親子(1歳未満のお子様でも参加できます)
- 内容／『親子で音楽エクササイズ～』
子どもは体を動かしたいけど、大人はおっくう。一緒に楽しむメニューで家でも親子エクササイズ!親子別々メニューもあります。
- 講師／HIP KIDS CLUB 代表 阿部 純子先生
※講演の後は情報交換や育児相談会を開催します。
- 定員・参加費／10組・無料(入退室自由)
- 申込方法／電話またはEメール(6月6日(月)から受付開始)
- 申・問 生涯学習課 ☎ 22-3442 ✉ kyosho@kesenuma.miyagi.jp

令和4年6月から児童手当制度が一部変わります

①毎年6月に提出していた現況届が不要になります

現況届は、毎年6月1日時点において、6月分以降の児童手当等の受給要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかを確認するものです。

これまでは全対象者に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は一部の方を除き現況届の提出は不要になります。

現況届の提出が必要な方へは6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。なお、期日までの提出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなりますので、提出期日までに忘れずに返送してください。

②特例給付の支給に係わる所得上限額の新設

児童を養育している人の所得に応じて手当額を支給しています。今回の改正では、所得上限限度額を新設し、所得が一定以上ある場合には児童手当等が支給されません。

<児童手当支給額>

- ・所得が表(1)未満の場合は児童手当(月額15,000円または10,000円)を支給
- ・所得が表(1)以上(2)未満の場合は特例給付(月額5,000円)を支給
- 【新設】所得が表(2)以上の場合は児童手当等は支給されません**

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が(2)を下回った場合は改めて認定請求書の提出等が必要です。

児童手当所得制限限度額

扶養親族の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額【新設】	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1200.0
4人	774.0	1002.1	1010.0	1238.0
5人	812.0	1042.1	1048.0	1276.0

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

問 子ども家庭課 児童福祉係 ☎ 22-3429 ✉ kodomo@kesenuma.miyagi.jp



ふひでを はるま 藤崎 春守 くん ② R2.3生(本吉)

お子さんの写真を市LINEで募集中!